

日本ライフセービング協会ハイパフォーマンスプログラム 誓約書

公益財団法人日本ライフセービング協会
理事長 入谷 拓哉

日本ライフセービング協会ハイパフォーマンスプログラムの強化指定選手および日本代表選手の選考を希望する者は、以下の内容を十分に理解し、承諾した上で活動すること。

記

第1条〔選手の義務〕

1. 日本ライフセービング協会（以下「本協会」）の選手登録（以下「JLA 選手」）を完了していること。
2. 強化指定選手および日本代表選手は、公益財団法人日本ライフセービング協会の諸規程・規則を遵守すること。
3. スポーツ育成委員およびハイパフォーマンスチームスタッフ（以下「HPT スタッフ」）の指示に従うこと。
4. 常に最善の健康状態を維持し、運動能力の向上に努めること。
5. ハイパフォーマンスプログラムで使用する器材は原則として各自または各所属クラブで準備すること。個人所有の器材が破損した場合の修理費は個人負担とする。
6. 本協会のアンチ・ドーピング規程を熟読し、遵守すること。
7. ハイパフォーマンスプログラムの活動中は、20歳以上であっても喫煙は禁止する。また、飲酒は原則禁止とするが、大会後の公式イベントでは日本代表監督の許可のもと可能とする。
8. 海外において20歳未満の飲酒は禁止とするが、滞在国の法律で飲酒年齢が21歳以上の場合は、その国の法律に従うこと。
9. スポーツ育成委員およびHPTスタッフから指導されたマナーを遵守すること。
10. JLA選手として加入している保険（傷害保険・賠償責任保険）以外の個人保険への加入は任意とする。
11. 本協会認定インストラクター資格を取得し、国内でのライフセービングの普及に貢献すること。
12. 日本ライフセービング界の模範となることを認識し、誠実な行動を心掛けること。

第2条〔行動規範〕

強化指定選手および日本代表選手は、スポーツマンシップを尊重し、社会規範を遵守すること。また、日本を代表するライフセーバーとして「ゴールの先に、救う生命がある」という理念を理解し、誇りと責任をもってライフセービングの普及・発展に貢献すること。

第3条〔履行義務〕

1. ハイパフォーマンスプログラムが指定するトレーニング・合宿・研修への参加。
2. 支給・貸与されたユニフォームは「日本代表及びHPTのユニフォームの着用に関する規程」を遵守すること。
3. 日本代表選手に選出された場合、トレーニング・合宿・大会への参加を義務とする。
4. 指定された交通機関・宿泊施設の利用。
5. 本協会およびハイパフォーマンスプログラムが指定する広報・普及活動への参加。

6. その他、本協会が必要と認めた事項。

第4条〔禁止事項〕

1. WADA（世界アンチ・ドーピング機関）が定める禁止物質・禁止方法の使用。
2. 本協会の承認を得ずに広告・宣伝・広報活動に参加または関与すること。
3. 競技結果に影響を与える不正行為への関与。
4. 本協会や他の選手に不利益をもたらす行為。

第5条〔肖像等の使用〕

1. 本協会が行う事業における肖像権は、本協会が無償で使用できるものとする。
2. 競技会・イベント時に本協会が撮影した映像・写真の著作権は撮影元に帰属し、無断使用を禁止する。
3. 本協会スポンサー（協賛企業・助成団体・協力企業など）は、契約に基づき強化指定選手・日本代表選手の肖像を広告・販売活動に使用できるものとする。
4. 選手個人が契約するスポンサーの肖像使用があっても、本協会および本協会スポンサーが優先される。
5. 本協会は学術研究のために選手の競技記録やデータを活用できるものとする。
6. 強化指定選手および日本代表選手の肖像使用权は、解任またはプログラム終了後も適用される。

第6条〔任命期間〕

1. 強化指定選手：ハイパフォーマンスプログラムに記載のある活動期間までとする。
2. 日本代表選手：選手選考委員会によって承認された日から日本代表チームが解散するまでとする。

第7条〔違反者への処分〕

誓約違反者は、理事会または担当委員会の決定により以下の処分を受ける。

- ハイパフォーマンスプログラムからの除外。
- 指定活動への一定期間の参加停止。
- その他、違反の程度に応じた処分。

(2025年3月改訂)